

中国税務 及び投資速報 (日本語要約版)

2019年6月

JBS Newsletter
2019年07月31日

Contents

税務法規

- ▶「保険企業における手数料及びコミッション支出の損金算入政策に関する公告」(財政部、国家税务总局公告[2019]72号) (“72号公告”)
- ▶「2019年減税・費用軽減政策Q&A集」
- ▶「城鎮土地使用税等の“六税一費”的優遇事項に係る資料保管に関する公告」(国家税务总局公告[2019]21号) (“21号公告”)

商務法規

- ▶「2つの規定を廃止することに関する決定」(交通運輸部令[2019]13号) (“13号令”)

EY中国では、税務・商務法規の最新状況に関するニュースレター、「中国税務及び投資速報」(中国語¹、英語²)を毎週発行しています。

2019年06月の発行状況は以下の通りです。

- ▶ 2019年 06月06日 第2019022号
- ▶ 2019年 06月14日 第2019023号
- ▶ 2019年 06月21日 第2019024号
- ▶ 2019年 06月28日 第2019025号

Japan Business Servicesグループで、2019年06月発行分の中から、日系企業にとって重要性の高いと思われる税務・商務法規を選定して、「中国税務及び投資速報」の日本語要約版をお届けいたします。

¹ 「中国税务及投资法规速递」

² 「China Tax & Investment Express」

これら中国語版・英語版のニュースレターは次のサイトでご覧いただけます。

(中国語版) www.ey.com/chinese/CTIE

(英語版) www.ey.com/cn/CTIE

税務法規

- ▶ 「保険企業における手数料及びコミッショナ支出しの損金算入政策に関する公告」(財政部、国家税務総局公告[2019]72号) ("72号公告")

概要

財政部、国家税務総局は2019年5月28日付で、保険企業で発生した手数料及びコミッショナ支出しの損金算入政策に関する72号公告を公布した。

72号公告の主な内容は次のとおりである。

- ▶ 保険企業における手数料及びコミッショナ支出しの損金算入限度額は、当年度の保険料収入総額から保険解約金等を控除した後の残額の18%とする。限度額を上回る部分は、翌年度以降に繰り越して控除することができる。
- ▶ 保険企業において発生した手数料及びコミッショナ支出しの損金算入に関するその他の事項については引き続き、「企業における手数料及びコミッショナ支出しの損金算入政策に関する通知」(財税[2009]29号) ("29号通達") の第2条から第5条までの規定が適用される。保険企業は、手数料及びコミッショナ支出しに係る管理制度を整備し、手数料及びコミッショナ支出しの繰越控除の台帳管理を強化しなければならない。

72号公告は2019年1月1日より施行され、29号通達にある一部の規定は同時に廃止される。

72号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://szs.mof.gov.cn/zhenwuxinxi/zhengefalu/201905/t20190529_3267613.html

29号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810765/n812166/n812647/c1189506/content.html>

- ▶ 「2019年減税・費用軽減政策Q&A集」

概要

税務人員及び納税者が減税・費用軽減に関する政策を正しく理解し、減税・費用軽減のベネフィットを十分受けられるように、国家税務総局の減税・費用軽減作業実施指導チーム弁公室は、各地における政策実施の過程で生じた問題に対する回答を整理し、2019年5月31日付で「2019年減税・費用軽減政策Q&A集」("Q&A集")を公布した。

Q&A集には、8つの事項(小規模納税者に係る增值税免除政策、小規模低利益企業に係る企業所得税減免政策、增值税小規模納税者に係る地方税及び付加費の軽減政策、ベンチャーキャピタル企業に係る租税優遇政策、企業の貧困援助寄附金に係る損金算入政策、鉄道債券の利息収入に係る所得税政策、固定資産の加速減価償却、增值税改革の深化)に関する390のQ&Aが収録されている。

たとえば、次のようなQ&Aが含まれている。

Q: 中国国外組織は小規模納税者に係る月間売上高が10万元以下の場合の免税政策の適用を受けられるか?

A: 現行政策によれば、中国国外企業に一般納税者と小規模納税者の区分はなく、中国国内で発生した增值税課税行為はすべて、源泉徴収義務者が適用税率により計算した增值税を控除する。よって、小規模納税者に係る月間売上高が10万元以下の場合の免税政策は適用されない。

Q: 独立納税者とみなして納税を行う二級分支机构は、小規模低利益企業に係る企業所得税減免政策の適用を受けられるか?

A: 現行の企業所得税は法人税制を実行しているため、居住者企業が中国国内に法人格を持たない営業機構を有している場合、企業所得税は一括で計算、納付する。分支机构は法人格を持たないため、その経営状況は総機構に組み入れられ、総機構が納税額を一括で計算、納付し、かつ関連の優遇政策の適用を受ける。

Q: 企業が2019年4月にオフィスビルの1フロアを購入し、增值税専用発票を取得した場合、その不動産購入に係る仕入税額はなお2年に分けて控除する必要があるか?

A: その必要はない。2019年4月1日以降、增值税の一般納税者が不動産を購入した際の仕入税額は2年に分けて控除せず、不動産を購入した当期に一括で控除する。

Q&A集の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://anhui.chinatax.gov.cn/art/2019/5/31/art_8827_555906.html

▶ 「城鎮土地使用税等の“六税一費”の優遇事項に係る資料保管に関する公告」(国家税務総局公告 [2019]21号) (“21号公告”)

概要

納税者の負担を軽減し、かつ税金費用の優遇申請手続きの簡素化を図るため、国家税務総局は2019年5月28日付で21号公告を公布した。当該公告に基づき、城鎮土地使用税、不動産税、耕地占用税、車船税、印紙税、都市維持建設税、教育費付加 (“六税一費”) の優遇適用に関しては、資料保管による管理方式を実行する。

21号公告によれば、納税者が “六税一費” に係る優遇の適用を受ける際には、“自ら判断する、申告して適用する、関連資料を保管する” という方式が用いられ、申告時に関連資料を税務機関に提出する必要はない。

税務機関は関連の法規に従って “六税一費” の減免税に係る事後管理を実施する。減免税を適用すべきでない場合には、減免を受けた税額を追徴し、かつ相応の処理をする。

21号公告は公布日より施行される。一部の以前に公布された、21号公告と齟齬のある条項は廃止される。

21号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c4399746/content.html>

商務法規

▶ 「2つの規定を廃止することに関する決定」(交通運輸部令[2019]13号) (“13号令”)

概要

「外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2018年版)」(“2018年外商投資ネガティブリスト”)及び「自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2018年版)」(“2018年自貿区外商投資ネガティブリスト”)に基づき、「国際海上輸送」、「国際船舶代理」の2業務がネガティブリストから削除された。(「2018年外商投資ネガティブリスト」及び「2018年自貿区外商投資ネガティブリスト」については、「中国税務及び投資速報(日本語要約版)」2018年7月号を参照。)

その後、国務院は2019年3月2日付の国務院令[2019]709号(“709号令”)により、「国際海運条例」における外商投資国際海運業及びその補助業に係る持分比率制限を削除した。これにより、中国において国際海運業及びその補助業が全面的に対外開放されるが明らかになった。

これを受けて、交通運輸部及び商務部は2019年5月25日付で13号令を公布し、「外商独資船務公司設立管理弁法」及び「外商投資国際海運業管理規定」を廃止し、内資・外資一致の原則を明確にした。

9号令は公布日(2019年5月25日)より施行される。

「2018年外商投資ネガティブリスト」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbl/201806/t20180628_890730.html

「2018年自貿区外商投資ネガティブリスト」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbl/201806/t20180628_890731.html

「国際海運条例」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://dyjt.dongying.gov.cn/art/2019/4/17/art_38655_5412976.html

13号令の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://xxgk.mot.gov.cn/jigou/fqs/201906/t201906_3209760.html

Contact

当ニュースレターの内容に関するご質問がございましたら、下記のJapan Business Servicesの担当者までご連絡いただけます。

- | | | |
|---|---|---|
| <p>▶ 北京</p> <p>大谷 光尋
監査
+86 10 5815 4569
mitsuhiro.otani@cn.ey.com</p> <p>鍋島 正知
監査
+86 10 5815 4253
masatomo.nabeshima1@cn.ey.com</p> <p>上村 希世子
税務・移転価格
+86 10 5815 2289
kiyoko.kamimura@cn.ey.com</p> <p>▶ 大連</p> <p>秋山 大輔
監査
+86 411 8252 8999
daisuke.akiyama@cn.ey.com</p> <p>▶ 上海</p> <p>高橋 臣一
監査
+86 21 2228 2740
shinichi.takahashi@cn.ey.com</p> <p>八幡 正博
監査
+86 21 2228 4652
masahiro.yawata1@cn.ey.com</p> <p>鯉沼 里枝
監査
+86 21 2228 3976
rie.koinuma@cn.ey.com</p> <p>星野 友子
監査
+86 21 2228 5958
tomoko.hoshino@cn.ey.com</p> <p>山村 亮
監査
+86 21 2228 3239
ryo.yamamura1@cn.ey.com</p> | <p>江 海峰
金融
+86 21 2228 2963
alex.jiang@cn.ey.com</p> <p>石川 翔太
金融
+86 21 2228 4006
shota.ishikawa@cn.ey.com</p> <p>坂出 加奈
税務・移転価格
+86 21 2228 2289
kana.sakaide@cn.ey.com</p> <p>小島 圭介
税務
+86 21 2228 2854
keisuke.kojima@cn.ey.com</p> <p>丸山 直也
法務
+86 21 2228 8346
maruyama.naoya@eychenandco.com</p> <p>久保田 順一
TAS
+86 21 2228 4749
junichi.kubota@cn.ey.com</p> <p>▶ 広州</p> <p>長内 幸浩
監査
+86 20 2881 2675
yukihiro.osanai@cn.ey.com</p> <p>穴井 宏明
監査
+86 20 2881 2888
hiroaki.anai@cn.ey.com</p> <p>石澤 晶宗
税務
+86 20 2881 2712
masamune.ishizawa@cn.ey.com</p> | <p>▶ 深圳</p> <p>小島 慎一
監査
+86 755 2502 5463
shinichi.kojima1@cn.ey.com</p> <p>▶ 香港</p> <p>重富 由香
監査
+852 2629 3907
yuka.shigetomi@hk.ey.com</p> <p>柿本 啓太
監査
+852 2846 9005
keita.kakimoto2@hk.ey.com</p> <p>田所 啓史
監査
+852 2846 9623
satoshi.tadokoro@hk.ey.com</p> <p>吉田 薫
監査
+852 2629 3909
kaori.yoshida@hk.ey.com</p> <p>稲葉 宏和
金融
+852 2629 3046
hirokazu.inaba@hk.ey.com</p> |
|---|---|---|

► 東京

EY税理士法人 中国デスク

大久保 恵美子

税務

emiko.okubo@jp.ey.com

崔 虹

税務

hong.cui@jp.ey.com

新日本有限責任監査法人

マークツ本部 海外企画部JBS

+81 3 3503 1844

関口 俊克

toshikatsu.sekiguchi@jp.ey.com

田中 勝也

katsuya.tanaka@jp.ey.com

野口 正邦

masakuni.noguchi@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、監査、税務、トランザクション及び各種類アドバイザリーサービスの分野における、世界的なリーディングファームです。世界中のメンバーが共通の価値観と品質に対するコミットメントを通じ、一体となってサービスを提供しています。私共は、顧客、職員、及びより広い地域社会がその潜在力を発揮するサポートを行い、業界他社との差別化を図っております。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドのメンバー ファームにより構成された国際組織を指し、各メンバー ファームはそれぞれ独立した法人組織です。アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドはイギリスにおける担保有限会社で、クライアントへのサービス提供は行っておりません。より 詳細な情報は、当事務所ウェブサイトをご覧ください。
www.ey.com。

© 2019 Ernst & Young (China) Advisory Limited.

版權所有

APAC No. 03008834

ED None.

本配布物は参考とされることのみを目的としており、会計・税務 その他の専門アドバイスとして最終決定の根拠とするものではありません。具体的な問題については、各専門家による適切な アドバイスを参照されるようお願いいたします。

ey.com/china

Follow us on WeChat

Scan the QR code and stay up to date with the latest EY news.

